

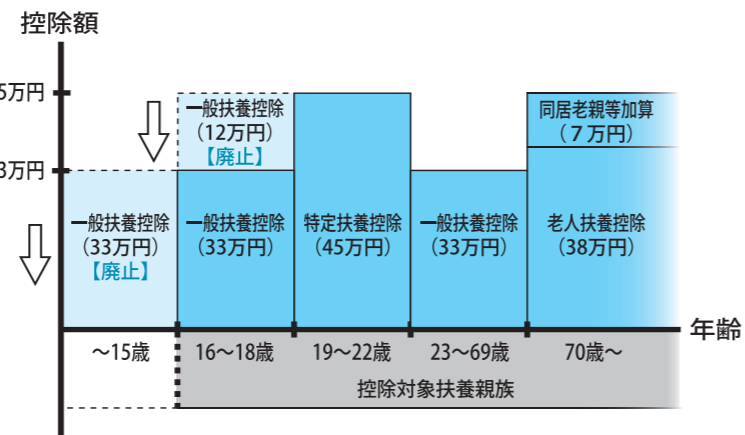
#### 4 申告に際してのお知らせ

##### ■扶養控除について

扶養控除が見直され、平成24年度の税額から市・県民税に反映されます。

##### 見直しの内容／

- 16歳未満の扶養親族に対する扶養控除(33万円)が廃止されます。
- 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、一般扶養親族(33万円)になります。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されます。



##### ■市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

所得税において住宅ローン控除を受ける方で、所得税から控除しきれなかった場合、その控除しきれなかった額を市民税・県民税からも控除するものです。

対象者／所得税の住宅ローン控除を受けた方で、所得税から控除しきれなかった金額があり、次に該当する方

- 平成11年から平成18年までに入居された方
  - 平成21年から平成23年までに入居された方
- ※平成19年、20年に入居された方は、所得税のみの控除となります。

手続方法／所得税の住宅ローン控除を受けるため、最初の年は確定申告をして下さい。2年目以降は年末調整での住宅ローン控除の手続きが可能です。給与所得以外の所得がある方は、2年目以降も確定申告をしてください。

##### ■寄附金控除について

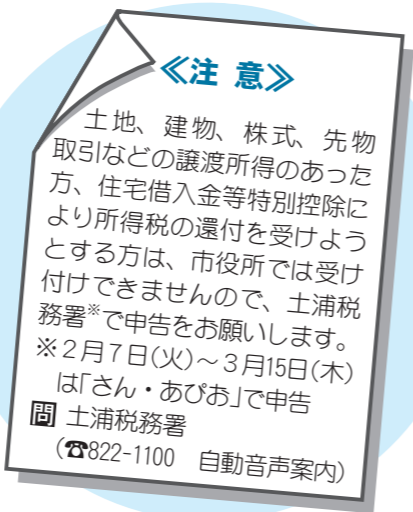
市民税・県民税の寄附金控除適用下限額が、5000円から2000円に引き下げられました。

※平成23年1月1日以後の寄附金から適用されます。

##### ■東日本大震災で被害を受けた方の雑損控除について

雑損控除については、原則として、市の申告相談会場で相談することはできません。ただし、東日本大震災で被害を受けた方で、事前に雑損控除の計算書を作成し持参した方は申告を受け付けてきます。

雑損控除の申告をする方は、事前に土浦税務署または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)などで必ず計算書を作成し持参してください。



#### 5 市民税・県民税の臨時受付日程表

受付日	受付会場	対象地域
1月27日(金)	新 治 庁 舎	藤沢、藤沢新田、高岡
1月30日(月)	新 治 庁 舎	大畑、小野、上坂田、下坂田
1月31日(火)	新 治 庁 舎	永井、本郷、大志戸、田土部
2月1日(水)	新 治 庁 舎	沢辺、田宮、東城寺、小高
2月2日(木)	都 和 公 民 館	都和、並木、西並木町、東並木町、東都和、板谷
2月3日(金)	都 和 公 民 館	中都町、笠師町、小山崎、今泉、栗野町、中貫、東中貫町、常名
2月6日(月)	神立地区コミュニティセンター	神立町、北神立町、中神立町、神立中央、神立東、菅谷町、白鳥町、おおつ野
2月7日(火)	二 中 地 区 公 民 館	真鍋、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、若松町、東若松町、殿里町、木田余東台、木田余西台、木田余、手野町、田村町、沖宿町
2月8日(水)	六 中 地 区 公 民 館	烏山、小岩田西、小岩田東、右粉、摩利山新田、大岩田、小岩田
2月9日(木)	三 中 地 区 公 民 館	荒川本郷、荒川沖西、北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖、荒川沖東、沖新田
2月10日(金)	三 中 地 区 公 民 館	中、中村東、中村西根、西根南
2月13日(月)	三 中 地 区 公 民 館	乙戸、小山田、乙戸南、中村南、西根西、卸町

受付日に都合の悪い方は、対象地域以外の会場でも申告できます。

# 市民税・県民税の申告受付

### ■市役所課税課(本庁舎1階)

**2月16日(木)～3月15日(木)**  
午前8時30分～11時30分、午後1時～4時  
※土・日曜日を除きますが、2月19日(日)、26日(日)は受け付けます。

### ■臨時受付会場

**1月27日(金)～2月13日(月)**  
午前9時～11時30分、午後1時～4時  
※13ページの日程表を必ず確認してください。

申告期間間近になると、会場は大変混雑しますので早めに済ませてください。  
申告書は、前年度市民税・県民税の申告をされた方に郵送します。また、課税課、各支所・出張所、受付相談日の臨時受付会場にも用意してあります。



自分で正しく計算・作成し、期限までに郵送または受付窓口へ提出してください。

☎ 課税課(☎826-1111 内線2232)

### 1 申告の必要な方

平成24年1月1日に土浦市に住んでいた方は、原則として申告が必要です。

平成23年中に所得のなかった方、失業保険、遺族年金、障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童扶養手当などの受給資格審査などの基礎資料になりますので申告してください。

ただし、次のいずれかに該当する方は、申告をする必要はありません。

- 平成23年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した方、または提出予定の方
- 収入が年末調整された給与のみの方で、給与支払報告書が勤務先から市役所へ提出されている方
- 市内に住んでいる方の税法上の扶養親族になっている方(社会保険の扶養とは別です)
- 公的年金のみを受給している65歳以上(昭和22年1月1日以前生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が152万円以下の方
- 公的年金のみを受給している65歳未満(昭和22年1月2日以降生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が102万円以下の方

### 2 申告に必要なもの

対 象	必 要 書 類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票または事業主の支払証明など
事業所得者・不動産所得者	収支内訳書
医療費控除のある方	領収書、保険などで補てんされた金額の明細書(あらかじめ、領収書を個人ごとに集計しておいてください)
社会保険料控除のある方	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
生命・地震保険料控除のある方	支払額のわかる証明書(地震保険料控除には、平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を含みます)
寄附金税額控除のある方	都道府県、市町村、共同募金会、日本赤十字社などの領収書など
障害者控除を受ける方	障害者手帳または戦傷病者手帳、市町村長などが発行する障害者に準ずる者などの認定書

※必ず「はんこ」をお持ちください。

※必要書類を持参されないときは、申告を受けられませんのでご注意ください。

### 3 申告に際してのお願い

①申告書は、本人による記載が原則です。申告書の作成、収支内訳書、医療費明細書の計算などの記入が済んでいる方を優先し、記載指導を希望する方は、お待ちいただくこともあります。

※事業(営業、農業)所得・不動産所得を申告される方は、収支内訳書を必ず記入しておいてください。

②源泉徴収票などの添付書類は、申告書には貼り付けず、別紙に貼り付けてください。